

監 査 公 表

令和4年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月29日

高知市監査委員 細川 哲也
 高知市監査委員 金子 努
 高知市監査委員 長尾 和明
 高知市監査委員 浜口 佳寿子

令和4年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、下記のとおりである。

記

指摘事項	措置状況
<p>財政課 3 特記事項 (1) 補助金等の交付について 補助金等の取扱いについては、平成26年度定期監査結果報告書の重点項目において「補助対象経費等の明確化」及び「実績報告の審査」等に関する意見を述べて以降適正な事務執行を要請していたところであるが、当年度においても次のような改善を要すべき事態が見受けられた。</p> <p>ア 交付金の審査を適正にしてい ないもの イ 給付金交付事務における受領委任に係る委任状の確認を適正に していないもの ウ 補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認を適正にし ていないもの エ 補助事業の執行が適切でない もの これらの指摘は、補助金等の交付に係る審査において必要な資料の提出を求めていなかったものや提出された資料等の確認が不十分であったもの等と認められる。</p>	<p>財政課 3 特記事項 (1) 補助金等の交付について 御指摘を踏まえ、恣意的な交付を排除し公正、公平で透明な補助金行政を行うための適正な事務執行について、令和6年度行財政運営方針（実務編）において、全庁に向けて周知徹底を行いました。</p> <p>次年度以降についても全庁への周知徹底を継続し、適正な事務執行に努めます。</p>

指摘事項	措置状況
<p>補助金等の交付に係る審査については、交付要綱等に規定する、趣旨、目的、補助対象経費、補助率等の具体的要件に基づいた審査を行い、事業の成果について交付決定の内容や条件に適合するかどうかを十分に確認することが必要である。</p> <p>また、補助金等の概算払の審査においては、概算払によらなければ交付目的を達成できないなどの特別な事情を明らかにした上で交付を決定するものであり、効率性、有効性の観点からも、安易に一括交付することなく、交付時期及び交付額について慎重に検討しなければならない。</p> <p>補助金等の交付については、恣意的な交付を排除し、公正、公平で透明な補助金行政を行うためにも、関係法令、補助金等の交付に関する条例、高知市補助金等交付基準、補助金交付要綱等に基づき、より適正な事務執行に努められたい。</p>	